

令和2年11月25日

保護者の皆様

県立横浜緑園高等学校長

県立高等学校等の令和3年1月1日以降の授業等の教育活動について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、御清祥のこととお喜び申し上げます。

これまで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための本校の対応につきまして、御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、11月20日に開催された新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議における県内の感染状況の報告を受け、令和3年1月1日以降の授業等の教育活動について、教育長より次のような通知（基本的な考え方）が発表されました。本校はこれに沿い、徹底した感染症防止対策をとりながら、現在の時差通学を当面継続してまいりますので、引き続き御理解と御協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況等については、日々変化していることから、今後の県内の感染状況等を慎重に見極めた上で、対応について変更を行う場合があります。その際は、改めてお知らせいたします。

【基本的な考え方】

○長期間にわたり社会全体が新型コロナウイルスと共存していかなければならないことを前提として、生徒の安全・安心の確保と学びの保障を両立していくためには、学校における感染症予防対策とまん延防止対策の徹底を図る必要がある。

【令和3年1月1日以降の教育活動について】

○登校について…引き続き、朝の「時差通学」の時間帯を拡大して継続

- ・校長が地域の公共交通機関の状況を改めて勘案の上、生徒の登校時にできるだけ朝の混雑時間帯を避けることができ、また、通常の学校における教育活動が展開できる範囲で、概ね8時30分以降に授業開始時刻を設定する。
- ・この措置は、当面（概ね年度内）継続する。

○授業について…原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施

○教職員、生徒に罹患が判明した場合

- ・直ちに学校における教育活動を中断し、保健所の指導に従い、濃厚接触者の特定、消毒等の作業が完了するまで、学校を臨時休業とすることを徹底すること。
- ・学校において、集団感染が疑われる案件が発生した場合は、学校は速やかに教育局主管課長に事案の詳細を報告し、対応について協議すること。

問合せ先

副校長 原

電話 (045)812-3372 (直通)